

「石綿による健康被害の救済に係る事業主負担に関する検討会」開催要領

1 目的

石綿による健康被害の救済に係る事業主負担については、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）に基づき、労災保険適用事業主等から一般拠出金を徴収するとともに、一定の要件に該当する事業主（以下「特別事業主」という。）から特別拠出金を徴収することとしている。

本検討会は、労災保険適用事業主等から徴収する一般拠出金に関し、賃金総額に乗じる一般拠出金率の検討を行うとともに、特別事業主の要件及び特別拠出金の額の算定方法について検討することを目的として開催する。

2 主な検討事項

- (1) 一般拠出金率について
- (2) 特別事業主の要件について
- (3) 特別拠出金の額の算定方法について

3 参集者の構成等

- (1) 本検討会は、環境省総合環境政策局環境保健部長が参集を依頼した有識者等（別紙）により構成する。
- (2) 本検討会には、参集者の互選により座長を置くこととし、座長は本検討会を総括するものとする。
- (3) 本検討会には、必要に応じ、別紙参集者以外の有識者等の参集を依頼することができるものとする。

4 その他

- (1) 検討会は公開を原則とするが、公開することにより公正かつ中立な検討に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合及び個別企業のデータを取り扱う場合には非公開とする。
- (2) 検討会の庶務は、環境省総合環境政策局環境保健部企画課石綿健康被害対策室において処理する。なお、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省は、検討会の運営に当たり、データの提供等において環境省に協力する。
- (3) この要領は、平成18年7月24日から適用する。

(別紙)

石綿による健康被害の救済に係る事業主負担に関する検討会
参集者名簿

(五十音順、敬称略)

氏名	所属・役職
青木 保之	財団法人首都高速道路協会理事長
岩村 正彦	東京大学法学部・大学院法学政治学研究科教授
岩元 睦夫	社団法人農林水産先端技術産業振興センター理事長
内山 巖雄	京都大学大学院工学研究科都市環境工学専攻教授
高橋 滋	一橋大学大学院法学研究科教授
谷野 龍一郎	日本小型船舶検査機構理事長
永松 恵一	社団法人日本経済団体連合会常務理事
成宮 治	全国中小企業団体中央会専務理事